

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和4年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康		1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法		「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2				
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導	1		
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ	2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		27		28		28単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	20 単位	日本史	2			※1	
			外国史	2				
	地理学 (地誌を含む。)		2					
	「法律学、政治学」		2	4	4	4		
			国際法		4			
			行政法Ⅰ		4			
			民法・基礎Ⅰ		2			
			民法・基礎Ⅱ		2			
			刑法Ⅰ		4			
			憲法Ⅱ					
			行政法Ⅱ		4			
			租税法		2			
			民法Ⅱ		4			
			民法Ⅲ		4			
			民法Ⅳ		2			
			刑法Ⅱ		2			
			国際機構論		2			
			商法Ⅰ		4			
			商法Ⅱ		4			
			商法Ⅲ		4			
			知的財産法		4			
			労働法		4			
			社会保障法		4			
			国際経済法		4			
	「社会学、経済学」		経済学入門Ⅰ	2		2	※1 ※1	
			経済学入門Ⅱ	2				
			統計学			4		
			マクロ経済学		4			
			ミクロ経済学		4			
			経済史			2		
			数理統計学			2		
			計量経済学			4		
			経済データ解析論			4		
			経済学史			4		
			日本経済史			4		
			外国経済史Ⅰ			4		
			国際経済学			2		
			公共経済学			4		
			労働経済学			4		
			産業組織論			4		
			金融論			4		
			国際金融と世界経済			4		
		現代ファイナンス理論			4			
		国際貿易理論			2			
		国際マクロ経済学			4			
	「哲学、倫理学、宗教学」		哲学		2	} 3科目から2科目選択必修		
			倫理学		2			
			宗教学		2			
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 単位	社会科教育法Ⅰ	2				
			社会科教育法Ⅱ	2				
			社会科・公民科教育法Ⅰ	2				
			社会科・公民科教育法Ⅱ	2				
要修得単位		28		20	8			

## ○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照	/	4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて <u>4単位以上</u> を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（27単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目（4単位）を選択必修とする（※1）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち28単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※日本史、外国史、地理学、「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育方法」（2単位）について、令和6年度より「教育方法論」（1単位）、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（1単位）に分割される予定です。